

化学物質等のリスクアセスメント を実施しましょう

改正労働安全衛生法(平成28年6月1日施行)

労働安全衛生法の改正により平成28年6月1日から一定の化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務付けられます。このリーフレットを参考に制度改正の趣旨をご理解いただき、事業場において化学物質等のリスクアセスメントを適切に実施されますようお願いいたします。

○リスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

○対象となる事業場は

業種、事業場規模にかかわらず、対象化学物質等を製造・取扱を行うすべての事業場が対象となります。

○リスクアセスメントの対象物質は

安全データシート(SDS)の交付義務の対象である**640物質**です。

取り扱っている製品に、対象物質が含まれているか確認してください。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS



検索

1 リスクアセスメントの実施時期

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

○法律上の実施義務

- ① 対象物を原材料等として新規採用・変更するとき。
- ② 対象物を製造・取扱業務の作業方法や作業手順を新規採用、変更するとき。
- ③ 対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれのあるとき。

○指針による努力義務

- ① 労働災害発生時。
- ② 過去のRA実施以降、機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験など、リスクの状況に変化があったとき。
- ③ 過去にRAを実施したことがないとき。

2 リスクアセスメントの実施体制

下表を参考にリスクアセスメントを実施する体制を整えましょう。

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者等	事業場トップ	リスクアセスメント(RA)等の実施を統括管理
安全管理者・衛生管理者・作業主任者・職長等	労働者を指導監督する地位にある人	RA等の実施を管理
化学物質管理者	化学物質等の適切な管理について必要な能力がある人から指名	RA等の技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や化学物質のための機械設備等についての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のRA等への参画
外部専門家	労働衛生コンサルタントなど	より詳細なRA手法の導入等、技術的な助言を得るために活用が望ましい

「ラベルでアクション」運動実施中!

職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう。

製品にGHSマーク(絵表示)があったら、SDSの確認、リスクアセスメントの実施につなげましょう。

*「リスクアセスメント」の流れについては、裏面をご覧ください。



(製品の名前) △△△製品 ○○○○
(絵表示)   (注意喚起語) 危険
(危険有害性情報) ・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒
(注意書き) 取扱注意 (供給者の特定) ・火気厳禁 ・防爆構造の器具を用いる

3 リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順を進めましょう。

ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

リスクアセスメントの対象業務を洗い出して、SDSIに記載されているGHS分類等に即して危険性又は有害性を特定します。

洗浄液(イソプロピルアルコール)を使用した部品の洗浄工程における危険性又は有害性の特定例

作業名	危険性又は有害性と発生のおそれのある災害
被洗浄物を洗浄槽に浸漬する	洗浄液が飛散し、目に入る。
洗浄後の部品を乾燥フードまで移動	被洗浄物に残留している洗浄液の蒸気を吸入する。

【感嘆符】



急性毒性 (区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感受性
特定標的臓器毒性 (区分3)
など

ステップ2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り

対象物の製造、取扱い業務ごとに、健康障害の発生可能性と健康障害の程度を考慮する等、一定の方法によりリスクの見積りを行います。見積りは、以下のア～ウのいずれかの方法によって行います(危険性についてはアとウに限る)

GHS分類による危険有害性の例

ア 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれのある程度(発生可能性)と、危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法

- 例) ①マトリクス法 ④コントロール・バンディング
②数値化法 ⑤災害シナリオから見積もる方法
③枝分かれ図を用いた方法

コントロール・バンディング(化学物質リスク簡易評価法)は、「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しています。

コントロール・バンディング

検索

イ 労働者が対象物にさらされる程度(ばく露濃度など)とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法

- 例) ①実測値による方法(望ましい方法)
②使用量等から推定する方法 ECETOC-TRA等
③あらかじめ尺度化した表を使用する方法

ウ その他、アまたはイに準じる方法

ステップ3 リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、危険・健康障害を防止するための措置の内容を検討します。

○労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則等に規定がある場合、その措置を講じましょう。

○右表の優先順位でリスク低減対策の内容を検討しましょう。

ステップ4 リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施しましょう。

○死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクは、暫定的措置を直ちに実施しましょう。

○リスク低減措置実施後に改めてリスクを見積りましょう。

○リスク低減対策には右表のようなものがあります。

ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、必要事項を労働者に周知しましょう。

1 周知事項

- ①対象物の名称 ②対象業務の内容 ③リスクアセスメントの結果
④実施するリスク低減措置の内容

2 周知方法

- ①作業場に掲示、備え付け ②労働者に書面交付
③電子媒体で記録し、作業場に閲覧可能な機器(PC等)を設置

3 各安全衛生教育時においても上記内容を教育に含める。

4 リスクアセスメント対象業務の継続中は、周知事項を記録、保存しましょう。

リスク低減対策を検討する上での優先順位

ア. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

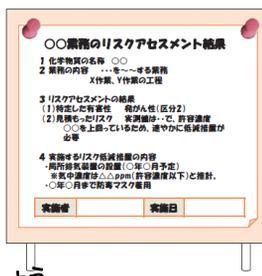
イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策

エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用

リスク低減措置の例

- ◆危険有害性の高い物質から低い物質への変更
- ◆温度等の運転条件を変えて発散量を減らす。
- ◆化学物質の形状を変更して取り扱う(粉→粒)
- ◆衛生工学的対策を講ずる(密閉容器、容器に蓋をつける)
- ◆全体換気による気中濃度を下げる
- ◆発散の少ない手順に見直す(マニュアル整備・安全衛生教育の実施)
- ◆防毒マスク、防じんマスクの使用(使用期限、保管方法に注意)



このリーフレットに記載した内容や関係法令等については、右のパンフレットに詳細がありますので、併せてご覧ください。

化学物質 リスクアセスメント パンフ

検索

「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」パンフレット